

平成25年度

福島県の避難者支援事業一覧

福島県

(平成25年3月)

目 次

	項 目	番号	事業名等	県内	県外
1	高 齢 者 支 援	1	被災者健康サポート事業	○	○
		2	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	○	○
		3	仮設住宅等における生活機能支援事業	○	
2	子 ども 支 援	4	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学(園)支援	○	
		5	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業	○	
		6	介護福祉士等修学資金貸付事業	○	○
		7	子どもの心のケア事業	○	○
		8	児童の養育相談	○	○
		9	地域の寺子屋推進事業	○	○
		10	県外避難子育て世帯交流事業(子どもの心のケア事業の一部)		○
		11	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業	○	
		12	東日本大震災子ども支援基金給付事業	○	○
		13	被災児童生徒等就学支援事業	○	
		14	高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用)	○	
		15	高等学校通学費支援事業	○	
		16	ふくしまっ子体験活動応援事業	○	
		17	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談	○	○
3	心 の ケ ア	18	女性のための相談事業(生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)	○	○
		19	女性の悩み相談事業	○	○
		20	青少年総合相談センター事業	○	○
		21	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」	○	
		22	女性のための相談事業	○	○
		23	子どもの心のケア事業	○	○
		24	被災者の心のケア事業	○	○
		25	被災者健康サポート事業	○	○
4	健 康 管 理	26	県民健康管理調査事業	○	○
		27	被災者健康サポート事業	○	○
5	医 療 支 援	28	仮設診療所の運営支援	○	
		29	仮設歯科診療所の整備	○	
6	生 活 費 支 援	30	生活復興支援資金	○	○
		31	生活保護法による支援	○	○
7	交 通 手 段 の 確 保	32	市町村生活交通対策事業	○	
		33	地域公共交通確保維持改善事業(調査事業)	○	
		34	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)	○	
8	コ ミ ュ ニ テ ィ 形 成	35	ふるさとの絆電子回覧板事業	○	○
		36	ふるさとふくしま帰還支援事業(広報紙送付事業)	○	○
		37	ふるさとふくしま帰還支援事業(地元紙提供事業)		○
		38	ふるさとふくしま帰還支援事業(地域情報紙発行业業)	○	○
		39	地域づくり総合支援事業(サポート事業)	○	○
		40	地域づくり総合支援事業(ふるさと・きずな維持・再生支援事業)	○	○

	項目	番号	事業名等	県内	県外
8	コミュニティ形成	41	地域活動団体等の活動基盤支援事業	○	
		42	生涯学習による復興応援事業	○	
		43	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業	○	
		44	スポーツ・レクリエーション活動応援事業	○	
		45	ふるさとふくしま帰還支援事業(県外避難者支援事業)		○
		46	地域コミュニティ復興支援事業	○	
		47	絆づくり応援事業	○	
9	雇 用	48	女性のための相談事業(就業、起業、内職等に係る相談)	○	○
		49	ナースバンク事業	○	
		50	緊急雇用創出事業	○	○
		51	離職者等対象の職業訓練の実施	○	○
		52	職業訓練手当の支給	○	○
		53	就職支援	○	○
		54	農業法人等チャレンジ雇用支援事業	○	
10	事業継続支援	55	ふくしま復興特別資金	○	
		56	特定地域中小企業特別資金	○	
		57	空き工場等の紹介	○	○
		58	中小企業等復旧・復興支援事業	○	
		59	避難農業者一時就農等支援事業	○	○
		60	農林水産業再生人材育成研修事業	○	
		61	農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)	○	
		62	農家経営安定資金(東北地方太平洋沖地震対策資金)	○	
		63	漁業経営対策特別資金	○	
		64	園芸産地復興支援対策事業	○	
		65	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	○	
		66	農家の意向把握(出張営農相談等)	○	
		67	被災農家経営再開支援事業	○	
		68	ふくしまの畜産産地再生支援事業	○	○
69	肉用牛生産力再生推進事業	○			
11	仮設住宅管理	70	仮設住宅利便性向上(バリアフリー対策等)に対する支援	○	
		71	快適性保持のための修繕	○	
		72	共同施設の維持管理支援	○	
12	借上げ住宅支援	73	入退去管理支援	○	
		74	家賃等支払いによる支援	○	
13	治 安 対 策	75	防犯教室、防犯講話の開催	○	
		76	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施	○	
		77	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理	○	
		78	子ども見守りパトロール事業	○	
14	交 通 安 全 対 策	79	仮設住宅等交通事故防止対策事業	○	
		80	地域でつくる交通安全モデル事業	○	
		81	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導	○	
15	各種相談窓口設置	82	各種相談窓口の設置	-	-

1 高齢者支援

No. 1

事業等の名称	被災者健康サポート事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	450,347千円								
事業の内容	<p>【県内】</p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>								
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>								
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101	0248-75-7800	0248-22-5441	0242-29-5503	0244-26-1323	0246-24-6118	024-521-7640

No. 2

事業等の名称	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 158, 265千円							
事業の内容	<p>1 高齢者等サポート拠点整備事業 仮設住宅に入居する高齢者等を支援するため、総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する高齢者等サポート拠点を整備し、運営します。平成24年度からは、市町村や民間団体が高齢者等サポート拠点を設置運営した場合に、その経費を補助します。</p> <p>2 地域支え合い体制づくり助成事業 仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくり事業を行う市町村、NPO等に対して補助金を交付します。</p> <p>3 相談支援専門職チーム派遣事業 仮設住宅等において生活することになった高齢者等の福祉ニーズ等を把握し、地域の福祉等サービスにつなげるために、相談支援専門職チーム（社会福祉士、介護支援専門員など）を派遣しています。</p>							
申請方法等	担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	1、2 保健福祉部高齢福祉課				電話番号	024-521-7163		
	3 福島県介護支援専門員協会					024-924-7200		
	保健福祉部介護保険室					024-521-7745		

No. 3

事業等の名称	仮設住宅等における生活機能支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	2, 348千円							
事業の内容	<p>●相双圏域市町村及びいわき市（13市町村）の意向を確認のうえ、地域リハビリテーション広域支援センター等に委託して、以下の事業を実施します。</p> <p>1 支援者に対する研修会の開催 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的に、運動を中心とした研修会を開催します。</p> <p>2 仮設住宅等におけるリハビリテーション相談会等の実施 仮設住宅等で生活する被災者（高齢者、障がい者等）に対する専門的立場からのリハビリテーションに関する相談会や運動指導を実施します。</p>							
申請方法等	担当部署へお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部高齢福祉課				電話番号	024-521-7163		

2 子ども支援

No. 4

事業等の名称	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学（園）支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	453,883千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により被災した児童生徒等の就学(園)を支援するため、被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対して、減免相当額を補助金として交付します。 ● 補助率 10/10 等 ● 補助額 減免相当額 (ただし、補助対象経費は学種ごとの上限額があります。また、授業料、施設整備費等は、補助対象要件ごとに補助月数が異なります。) 							
申請方法等	● 私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。							
お問い合わせ	総務部私学・法人課				電話番号	024-521-7048		

No. 5

事業等の名称	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	11,205千円							
事業の内容	● 福祉に携わる人材のすそ野を広げる必要があることから、県内の福祉・介護事業所への就労を目指す高校生を対象に仕事の説明会や施設見学会を開催するとともに、介護職員初任者研修の受講機会を設け、福祉・介護分野への就労を支援する。							
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課				電話番号	024-521-7322		

No. 6

事業等の名称	介護福祉士等修学資金貸付事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	－ 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生に対して、無利子で修学資金の貸付を行います。 ● 貸付額 <ul style="list-style-type: none"> ① 修学金：月額5万円以内 ② 入学準備金：20万円以内 ③ 就職準備金：20万円以内 ● 貸付金の返還 <ul style="list-style-type: none"> 養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還いただきます。 ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。 ① 養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士、又は社会福祉士の資格を取得し、 ② 福島県内において定められた介護・福祉業務に引き続き5年 ③ 介護福祉士、又は社会福祉士として業務に従事した場合 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 在学する養成施設等を通じて、福島県社会福祉協議会へ申請します。 ● 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。 							
お問い合わせ	福島県社会福祉協議会				電話番号	024-523-1250		

No. 7

事業等の名称	子どもの心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	124,974千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災3県を支援する「東日本大震災中央子ども支援センター」に業務を委託し、県内に設置する現地窓口において、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。) 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災中央子ども支援センターの現地窓口となっている、特定非営利活動法人ビーンズふくしまと連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。 							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課				電話番号	024-521-7174		

No. 8

事業等の名称	児童の養育相談							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	100,711千円							
事業の内容	● 児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。 (来所、電話、メール等)							
申請方法等	● 来所、電話及びメールによる相談を行っています。 お問い合わせの場合は、待ち時間を少なくするため、電話等で相談日・時間を予約してください。							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課 中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所			電話番号		024-521-7174 024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346		

No. 9

事業等の名称	地域の寺子屋推進事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	17,435千円							
事業の内容	● 社会全体で子育てを支援するため、知恵と経験のある方と、次世代を担う子どもとその親が、地域の資源を活用して、互いに交流する取組みを行う「地域の寺子屋」を実施する団体に対し補助を行っています。なお、県外において福島県からの避難者等に対し取り組む場合（県外団体が実施する場合を含む）についても対象といたしました。また、仮設住宅等において子どもから高齢者まで誰でも参加・交流のできる機会を設け、ストレスの解消、心や体の健康に役立つ内容での地域の寺子屋を実施します。							
申請方法等	● 詳細は下記連絡先に御連絡ください。							
お問い合わせ	保健福祉部子育て支援課			電話番号		024-521-7198		

No. 10

事業等の名称	県外避難子育て世帯交流事業（子どもの心のケア事業の一部）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	90,401千円（この一部）							
事業の内容	● 県外に避難している子育て家庭の孤立化を防ぐため、県外（避難先）の子育て支援団体等の協力を得て、避難者が、悩みの相談や情報交換を行う交流会等を開催します。							
申請方法等	● 詳細は下記までお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部子育て支援課			電話番号		024-521-7198		

No. 11

事業等の名称	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	71,728千円							
事業の内容	<p>1 被災した障がい児に対する医療支援事業 被災した障がい児を対象に、総合療育センターが他都道府県の児童精神科医、小児科医の派遣を受け、医療支援を行います。</p> <p>2 被災した障がい児に対する相談・援助事業 障がい児の支援に関する専門家の関係団体に委託し、被災した障がい児への相談及び療育を含めた援助を行います。</p> <p>3 被災した発達障がい者に対する支援事業 被災した発達障がい者(児も含む)を対象に支援を行います。</p>							
申請方法等	<p>1 総合療育センターに御連絡願います。</p> <p>2 委託先・利用方法については下記までお問い合わせください。</p>							
お問い合わせ	1 総合療育センター 2・3 保健福祉部障がい福祉課			電話番号	1 024-951-0352 2・3 024-521-7171			

No. 12

事業等の名称	東日本大震災子ども支援基金給付事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	74,950千円							
事業の内容	<p>● 東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童 月額（孤児：30,000円、遺児：20,000円） ・小・中学校に在籍する者 月額（孤児：40,000円、遺児：30,000円） ・高等学校等に在籍する者 月額（孤児：50,000円、遺児：40,000円） ・大学及び専門学校等に在籍する者 月額（孤児：60,000円、遺児：50,000円） ・小学校入学時給付金 30,000円 ・小学校卒業時給付金 50,000円 ・中学校卒業時給付金 100,000円 ・高等学校卒業時給付金 300,000円 							
申請方法等	● 対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課			電話番号	024-521-7174			

No. 13

事業等の名称	被災児童生徒等就学支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 480, 940千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園（被災幼児就園支援事業） <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児 ・対象経費：保育料、入園料 ● 小・中学校（被災児童生徒就学援助事業） <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒 ・対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、各市町村が被災状況と収入状況を確認します。 ● この制度は各都道府県で実施しており、県外市町村に避難している方も補助を受け取ることが可能です。 ● 子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校を通して各市町村教育委員会に申し込んでください。 							
お問い合わせ	各幼稚園、小・中学校、お住まいの市町村教育委員会又は県教育庁義務教育課へ			電話番号	県教育庁義務教育課 024-521-7796			

No. 14

事業等の名称	高校等奨学資金貸付事業（福島県奨学資金震災特例採用）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	347, 400千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円/自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円/自宅外通学 35,000円 ・貸与期間 採用年度における1年間(状況が改善しない場合延長可) ・利子 無利子 ・保証人 連帯保証人1名（保護者） ・返 還 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。 							
申請方法等	● 平成25年度の募集については、5月頃、ホームページ及び各学校を通じてお知らせします。							
お問い合わせ	在学している学校又は県教育庁高校教育課へ			電話番号	県教育庁高校教育課 024-521-7775			

No. 15

事業等の名称	高等学校通学費支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	49,153千円							
事業の内容	● 東日本大震災や原子力災害に伴い、サテライト校への通学や転学等を余儀なくされた生徒に対して通学費の支援を行います。							
申請方法等	● 通学している学校へ高等学校生徒通学費支援金交付申請書等を提出して下さい。(申請書等は各学校の事務室にあります。)							
お問い合わせ	・ 県立高校生の場合 県教育庁財務課			電話番号		024-521-7754		
	・ 私立高校生の場合 総務部私学・法人課					024-521-7092		

No. 16

事業等の名称	ふくしまっ子体験活動応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1,563,155千円							
事業の内容	<p>● 子どもたちが伸び伸びと活動できる環境の中で、心身ともにリラックスして体験活動や交流活動を実施する団体に、宿泊費と交通費・体験活動費を県が補助します。</p> <p><補助対象基準等></p> <p>① ふくしまっ子移動教室体験活動応援補助事業 県内の幼稚園・保育所、小・中学校、特別支援学校幼稚部・小・中学部が体験活動等を行う事業を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費：1人あたり1泊5千円上限 ・ 活動費・交通費：1人あたり2千円上限 ・ 実施期間：4月～3月 <p>② ふくしまっ子体験活動応援補助事業 子ども5人以上の団体が体験活動等を行う宿泊を伴う事業及び日帰りの事業を対象とします。(子ども、引率者等が補助対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊費：1人あたり1泊5千円上限 ・ 交通費・体験活動費：1人あたり2千円上限 ・ 実施期間：夏期間7月～8月、冬期間12月～1月 <p>③ ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 日：郡山自然の家 夏期間・冬期間 各1回 会津自然の家 夏期間・冬期間 各1回 ・ 対 象：幼児・小・中学生及びその家族 ・ 内 容：日帰りでの自然体験活動等 							
申請方法等	● 詳細は、県教育庁社会教育課のホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。							
お問い合わせ	県教育庁社会教育課			電話番号		024-522-3090		
	〃 義務教育課					024-521-7776		

No. 17

事業等の名称	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	36,934千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩みについて、電話で相談対応します。 ● 母乳育児に対する不安や悩みについて電話で相談対応します。 ● ご希望により、助産師による訪問相談対応します。 ● 地域子育てサロン、交流会を開催します。 ● 母乳検査の受け方について電話で相談対応します。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記の相談窓口にて御相談ください 相談時間は、午前9時30分から午後4時30分です。 							
お問い合わせ	福島県助産師会（福島窓口）							024-573-0211
	〃（会津窓口）		電話番号					0242-85-8303
	〃（いわき窓口）							080-2826-4604

3 心のケア

No. 18

事業等の名称	女性のための相談事業（生活全般、法律関係、健康関係に係る相談）							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	901千円（県委託料の相談事業全体の予算）							
事業の内容	<p>●生活全般に係る相談 家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど広く生活全般に係る相談 【実施日・時間】 火・木～日曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時 【相談方法】 電話、面接（予約制） 【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●法律関係に係る相談 離婚問題、親権、慰謝料など法律に関わることについての相談 【実施日・時間】 毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分 【相談方法】 面接（予約制） 【相談員】 弁護士 【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●女性による女性のためのカウンセリング ドメスティック・バイオレンス等被害者の心のケア 【実施日・時間】 毎月第1金曜日 10時00分～11時00分 毎月第3金曜日 13時30分～14時30分 【相談方法】 面接（予約制） 【相談員】 臨床心理士 【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p>							
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。詳しくは、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	福島県男女共生センター			電話番号	0243-23-8320			

No. 19

事業等の名称	女性の悩み相談事業								
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○	
予 算 額	— 千円 (復興庁予算で執行)								
事業の内容	<p>● 震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。</p> <p>【実施日・時間】 祝日を除く月～金曜日 10時～17時</p> <p>【相談方法】 電話</p> <p>【実施主体】 内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等</p>								
申請方法等	● 下記相談窓口まで御連絡下さい。								
お問い合わせ	女性のための電話相談・ふくしま		電話番号	0120-207-440					(全国フリーダイヤル)

No. 20

事業等の名称	青少年総合相談センター事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	6,356千円							
事業の内容	<p>● 震災によるストレス等を抱える青少年及び社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその保護者からの相談に対応します。また、相談への誘導、保護者を含めた地域の大人の意識啓発を図るため、研修会及び講習会を開催します。</p>							
申請方法等	<p>● 電話、来所、メール等による相談に対応します。</p> <p>・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 10時～17時</p>							
お問い合わせ	福島県青少年総合相談センター		電話番号	024-546-0006				

No. 21

事業等の名称	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	9,835千円							
事業の内容	<p>● 震災によるストレス等をはじめ様々な悩みや問題を抱える青少年に対して、同じような経験をした同世代の者（ピア）同士による交流会、地域貢献活動等を実施します。</p> <p>・若者同士の交流会・ボランティア活動（対象：概ね15歳～40歳）</p> <p>・保護者同士の情報交換</p>							
申請方法等	<p>● 交流会等については、方部ごとに事前に開催のお知らせをしますので、申し込みのうえご参加ください。参加者の費用負担はありません。</p> <p>ただし、交流会企画に係る実費相当分については、ご負担をいただく場合もあります。</p>							
お問い合わせ	生活環境部青少年・男女共生課		電話番号	024-521-7187				

No. 22

事業等の名称	女性のための相談事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	10,712千円							
事業の内容	● 女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。							
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。 ※メールによる相談は行っておりません。							
お問い合わせ	女性のための相談支援センター		電話番号	024-522-1010				

No. 23

事業等の名称	子どもの心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	124,974千円							
事業の内容	● 被災3県を支援する「東日本大震災中央子ども支援センター」に業務を委託し、県内に設置する現地窓口において、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。)							
申請方法等	● 東日本大震災中央子ども支援センターの現地窓口となっている、特定非営利活動法人ビーンズふくしまと連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課		電話番号	024-521-7174				

No. 24

事業等の名称	被災者の心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	514,853千円							
事業の内容	「ふくしま心のケアセンター」や各保健福祉事務所の保健師等が、仮設住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います。 なお、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを設け、県外からも電話相談を受けています。							
申請方法等	ふくしま心のケアセンター等に御相談ください。							
お問い合わせ	保健福祉部障がい福祉課		電話番号	024-521-8204				
	県北保健福祉事務所			024-534-4300				
	県中保健福祉事務所			0248-75-7811				
	県南保健福祉事務所			0248-22-5649				
	会津保健福祉事務所			0242-29-5275				
	南会津保健福祉事務所			0241-63-0305				
	相双保健福祉事務所			0244-26-1132				
	ふくしま心のケアセンター			024-531-6522				

No. 25 (再掲)

事業等の名称	被災者健康サポート事業							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	450,347千円							
事業の内容	<p>【県内】</p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>							
申請方法等	1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課 3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。							
お問い合わせ	県北保健福祉事務所							024-534-4101
	県中保健福祉事務所							0248-75-7800
	県南保健福祉事務所							0248-22-5441
	会津保健福祉事務所							0242-29-5503
	相双保健福祉事務所							0244-26-1323
	相双保健福祉事務所いわき出張所							0246-24-6118
	保健福祉部健康増進課							024-521-7640

4 健康管理

No. 26

事業等の名称	県民健康管理調査事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	6,562,142千円							
事業の内容	<p>東日本大震災やその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的とした「県民健康管理調査」を実施しており、下記のとおり避難者向けの対応をしています。</p> <p>●甲状腺検査 チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺がんがあります。 このため、子どもたちの健康を長期に見守るために、震災当時概ね0歳から18歳の方を対象として、甲状腺(超音波)検査を実施しています。 県外避難者の方が避難地先の近隣で検査を受けられるように、46都道府県、77の医療機関と協定を締結したところです。既に平成24年11月1日から県外検査機関での検査を開始しており、対象者に対しては、順次、個別に通知をお送りしています。</p> <p>●健康診査 県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、各都道府県で健診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。 なお、平成25年度においても対象者の方に個別に受診案内通知をお送りすることとしております。</p>							
申請方法等	ご質問等については、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	福島県立医科大学 県民健康管理センター 保健福祉部県民健康管理課			電話番号	024-549-5130 024-521-8028			

No. 27 (再掲)

事業等の名称	被災者健康サポート事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	450,347千円								
事業の内容	<p>【県内】</p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職活用による市町村健康支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。（福島県看護協会委託事業）</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援事業 県及び関係団体が、被災市町村との打合せや要請に基づき、仮設住宅等において、健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅等集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>								
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>								
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101	0248-75-7800	0248-22-5441	0242-29-5503	0244-26-1323	0246-24-6118	024-521-7640

5 医療支援

No. 28

事業等の名称	仮設診療所の運営支援							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	23,854千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への診療を確保するため、仮設住宅群に隣接する形で仮設診療所を設置し、その整備及び運営を支援しています。 ● 設置場所 大玉村玉ノ井字横堀平 158-10 二本松市安達運動場内仮設住宅群 							
申請方法等	● 地域医療課に御相談ください。							
お問い合わせ	保健福祉部地域医療課				電話番号	024-521-7221		

No. 29

事業等の名称	仮設歯科診療所の設置							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	— 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者への診療を確保するため、仮設住宅群に隣接する形で仮設歯科診療所を設置しています。 ● 設置場所 新地町谷地小屋荻崎 7 4 番地 1 							
申請方法等	● 現段階で追加設置の予定はありません。							
お問い合わせ	保健福祉部地域医療課				電話番号	024-521-7221		

6 生活費支援

No. 30

事業等の名称	生活復興支援資金							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	29,029千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人福島県社会福祉協議会が、東日本大震災により被災した低所得世帯（被災により低所得となった世帯を含む）を対象に行う「生活復興支援資金貸付」に対し、所要経費を補助します。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活復興支援資金貸付の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会 ②資金の種類 <ul style="list-style-type: none"> ア 一時生活支援費 単身世帯：月15万円以内で6ヶ月以内 複数世帯：月20万円以内で6ヶ月以内 イ 生活再建費 80万円以内（転居費、家具什器費等） ウ 住宅補修費 250万円以内 ③据置期間 貸付日から2年以内 ④償還期間 20年以内（貸付金額に応じて異なる） ⑤連帯保証人 原則1名必要。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも申請可能 ⑥貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人がない場合は、年1.5%。 ● 借入利用希望者の相談・申請窓口 <ul style="list-style-type: none"> ①一時生活支援費・生活再建費の場合 お住まい（避難先を含む）の地域の市区町村社会福祉協議会 ②住宅補修費の場合 住宅がある地域の市町村社会福祉協議会 							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課 福島県社会福祉協議会			電話番号	024-521-7322 024-523-1250			

No. 31

事業等の名称	生活保護法による支援							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	3,644,092千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われるものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護の種類：生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所（町村部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所）が相談・申請先となります。 							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課			電話番号	024-521-7323			

7 交通手段の確保

No. 32

事業等の名称	市町村生活交通対策事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	163,586千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して支援するものです。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行したい月日の1ヶ月前までに、事前に指定申請をします（随時申請可）。 ● 指定を受けた市町村は、11月20日までに所定の補助金申請書を提出します。 ● 対象は、直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業です。 ● 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が8段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。 							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 33

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	— 千円（地域公共交通確保維持改善事業全体として333億円）							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の交通を維持するため、地域の実情に応じた生活交通等の運行（無償運行含む）の試験・調査を国が支援するものです。 ● 平成23年7月に東日本大震災の被災3県を対象に特例措置（平成25年度まで）が設けられました。 ● 指定市町村が実施する仮設住宅等と店舗や医療機関等を結ぶ日常生活の移動手段について、最長3年間で、毎年3,500万円を上限に支援するもので、平成25年度から上限額が4,500万円になりました。 ● 特例措置が受けられる特定被災市町村は、年度毎に東北運輸局長が指定します。本県では、平成24年度までに、沿岸市町村等12市町村が指定を受けています。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定市町村等が計画を国に提出する必要があります。 ● 特例措置が講じられておりますので、申請方法等は、国の指示によることとなります。 							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 34

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	524,998千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度に国が創設した「地域公共交通確保維持改善事業」で、特定被災市町村に指定された市町村の需要に応じて運行する広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図るため、これまでの補助要件を緩和して必要な経費について、国と協調して県がバス事業者を支援するものです。 ● 県生活交通対策協議会（生活交通課が事務局）が3カ年計画を国に提出し、承認を受けた路線が対象となります。 ● 被災市町村を始め、沿線市町村が必要とする路線について、県生活交通対策協議会で審議することとなります。 ● また、生活交通路線の用に供する車両の購入については、購入補助や減価償却費等の支援を受けることも可能です。 ● なお、特定被災市町村は、年度ごとに地方運輸局長が指定します。 							
申請方法等	● 対象路線を運行する乗合バス事業者が11月に国及び県に申請することとなります。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

8 コミュニティ形成

No. 35

事業等の名称	ふるさとの絆電子回覧板事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	72,776千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発避難者特例法に基づく指定市町村から県内外に避難した人達に、通信機能の付いたデジタルフォトフレームを配布し、行政情報（市町村、県）をリアルタイムで配信し、併せてふるさとの画像なども配信することで、避難者とふるさとの絆を維持します。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村から避難者に端末の配布希望を確認していただき、希望者に配布します。 							
お問い合わせ	知事直轄広報課				電話番号	024-521-7014		

No. 36

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（広報紙送付事業）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	88,200千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原発避難者特例法に基づく指定市町村の避難者に対して、県・市町村の各種広報誌や新聞ダイジェスト版等の生活支援情報やふるさとに関する情報を配達する。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記連絡先又は市町村にお問い合わせください。 							
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課				電話番号	024-523-4250		

No. 37

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地元紙提供事業）							
区 分	新 規		拡 充	○	一部拡充		継 続	
予 算 額	115,350千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県外の図書館等の公共施設を始め、避難者の交流施設など避難者が集まる場所に地元紙（福島民報、福島民友）を送付する。 約700ヶ所、週2回送付。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記連絡先にお問い合わせください。 							
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課				電話番号	024-523-4250		

No. 38

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地域情報紙発行事業）						
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続
予 算 額	17,251千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者からのニーズが多い、県内市町村の復興等の動きや避難先での交流会の内容等を盛り込んだ地域情報紙を発行し、全国の交流拠点や公共施設に発送する。 【地域情報紙の概要】 名 称：「ふくしまの今が分かる新聞」 発行日：月1回発行 送付先：1,618ヶ所（平成25年3月21日発行「第6号」） 						
申請方法等	● 下記連絡先にお問い合わせください。						
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課			電話番号	024-523-4157		

No. 39

事業等の名称	地域づくり総合支援事業（サポート事業）						
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続 ○
予 算 額	329,196千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体や市町村等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業でかつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して補助金を交付します。 ● 補助率 2/3 ● 震災を踏まえ「震災復興及び関連する取組み」を最優先で採択することとし、特に民間団体が行う新規の復興関連事業は、振興局長の判断により、補助率の引き上げを可能としました。 ● 補助額 上限500万円 						
申請方法等	● 平成25年度事業については、各地方振興局に配分した予算の範囲内で募集・採択を行う予定ですので、各地方振興局にお問い合わせ願います。						
お問い合わせ	企画調整部地域振興課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 県中地方振興局地域づくり・商工労政課 県南地方振興局地域づくり・商工労政課 会津地方振興局地域づくり・商工労政課 南会津地方振興局地域づくり・商工労政課 相双地方振興局地域づくり・商工労政課 いわき地方振興局地域づくり・商工労政課			電話番号	024-521-7118 024-523-2365 024-935-1323 0248-23-1546 0242-29-5292 0241-62-5205 0244-26-1117 0246-24-6006		

No. 40

事業等の名称	地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）							
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続	
予 算 額	160,000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO等の地域活動団体が主体となる震災からの復興やきずなの維持・再生に効果のある取組であり、かつNPO等の地域活動団体の自立的かつ継続的な活動が期待できる取組みを実施する場合に補助金を交付します。 ● 補助先 地域活動団体等 ● 補助率 調整中 							
申請方法等	● 詳細は担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	文化スポーツ局文化振興課				電話番号	024-521-7179		

No. 41

事業等の名称	地域活動団体等の活動基盤支援事業							
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続	
予 算 額	22,588千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動団体等の活動基盤の確立を支援するため、財務会計・資金調達・情報公開をはじめとするマネジメントにかかる講習会等を実施しています。また、地域活動団体等を支援する中間支援NPO法人の機能強化を図るため、情報交換を行うとともに、スキルアップや人材育成等を実施し、相互連携に取り組んでいます。 ● 福島県自治会館7階の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」で、相談業務を行っています。 							
申請方法等	● ふくしま地域活動団体サポートセンターにお問い合わせください。							
お問い合わせ 【担当部署】	ふくしま地域活動団体サポートセンター 文化スポーツ局文化振興課				電話番号	024-521-7333 024-521-7179		

No. 42

事業等の名称	生涯学習による復興応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1,580千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域をつなぐ活動や自治組織の形成を支援するため、行政と住民の協働によるコミュニティ再生に向けた講座等を開催します。 ・ 県内4箇所で開催予定。 							
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	文化スポーツ局生涯学習課				電話番号	024-521-7784		

No. 43

事業等の名称	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	5, 815千円							
事業の内容	● 県レクリエーション協会に配置されるスポーツ・レクリエーション指導者が、仮設住宅を訪問して、スポーツ・レクリエーション教室を実施します。							
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 特定非営利活動法人 福島県レクリエーション協会			電話番号	024-521-7795 024-544-1886			

No. 44

事業等の名称	スポーツ・レクリエーション活動応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	3, 200千円							
事業の内容	● 各スポーツ・レクリエーション団体が、被災された方を対象にして行うスポーツ・レクリエーション活動等の事業に対して、助成を行います。 ・ 助成対象団体：生涯スポーツ事業を行う団体 ・ 助成額：10～80万円 ・ 助成率：総助成対象経費の5/5以内							
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください (平成25年度事業申請は、平成25年1月31日で終了しました)。							
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 (財)福島県スポーツ振興基金)			電話番号	024-521-7795			

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）						
区分	新規		拡充		一部拡充	○	継続
予算額	103,421千円						
事業の内容	<p>【避難者支援団体への補助事業】</p> <p>1 概要 避難先において、避難者を対象とした支援活動を行うNPO等の団体に対し、その経費の一部を助成することにより、避難者の実情やニーズに応じたきめ細かな支援をサポートします。</p> <p>【活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施及びその取組を中心的に担う人材の養成。 ● 巡回訪問による避難者の孤立感の緩和、生活状況及び課題等の把握。 ● 避難者の交流の場の提供。 ● 専門家を配置しての生活に関する総合的な相談窓口の設置。 ● 行政や支援活動を行う団体との連絡調整。 <p>2 申請者 次のア又はイとなります。</p> <p>ア 県外の避難者支援団体等 （都道府県又は市区町村の意見書の添付を条件とする。）</p> <p>イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体</p> <p>3 補助額及び補助率 ・上限100万円（ただし、要件を満たす場合は120万円） ・10/10以内で、知事が必要と認めた額とします。</p> <p>*平成24年度実績 22都府県50団体</p> <p>【全国的な避難者中間組織への業務委託】</p> <p>1 概要 行政や避難者支援団体等による、全国規模の避難者支援ネットワークを構築し、避難先における避難者のニーズにきめ細かに応じることで、県外に避難している県民の方が、避難先で安心して暮らし、最終的には本県の帰還につながるような取組を行います。</p>						
申請方法等	● 下記連絡先にお問い合わせください。						
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課			電話番号	024-523-4157		

No. 46

事業等の名称	地域コミュニティ復興支援事業							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	1,153,370千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地における地域コミュニティの復興を図るため、市町村・社会福祉協議会・NPO等との連携を強化し、生活支援相談員を配置するなど被災者・要援護者への支援事業に対して補助金を交付します。 ● 補助対象 県、市町村又は県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等（原則、各市町村域で1箇所） ● 補助率 10/10（事業内容ごとに補助上限の目安あり） 							
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課				電話番号	024-521-7322		

No. 47

事業等の名称	絆づくり応援事業							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	2,200,000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業は、当課が各自治体から支援要請を受け、委託先の就職支援会社等を通して求職者を雇用し、配置するもので、人件費は福島県緊急雇用創出事業で全額負担します。 ● 仮設住宅の運営等の被災者の生活に関わる支援や原子力災害の事故等から復興していくために必要とされる支援などの業務について、要請等に基づき実施します。 							
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課				電話番号	024-521-7290		

9 雇用

No. 48

事業等の名称	女性のための相談事業（就業、起業、内職等に係る相談）							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	901千円（県委託料の相談事業全体の予算）							
事業の内容	<p>● 就職や起業を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受付</p> <p>【実施場所及び実施日・時間】</p> <p>①郡山相談コーナー （県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山 1-1-1） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>②会津相談コーナー （会津地方振興局 県民環境部内。会津若松市追手町 7-5） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>③いわき相談コーナー （いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本 15） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>④二本松相談コーナー （福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目 196-1） 火、木、金曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p>【相談方法】 電話・面接 【実施主体】 福島県男女共生センター</p>							
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	①郡山相談コーナー ②会津相談コーナー ③いわき相談コーナー ④二本松相談コーナー	電話番号			①024-927-4030 ②0242-29-5588 ③0246-22-6400 ④0243-23-8307			

No. 49

事業等の名称	ナースバンク事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	18,225千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職の方に対し、ナースバンク事業（無料職業紹介事業）を実施しています。就業先を探している看護職と看護職を雇用したいと考えている施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行っています。 							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 来所、郵送、インターネット（e ナースセンター）いずれかの方法により登録できます。なお、来所の際は事前にご連絡くださる事をお勧めします。 【受付時間】 8：30～16：30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。 ● ハローワーク等において巡回就職相談も行っていきます。詳しくは福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページをご覧ください。 							
お問い合わせ	社団法人福島県看護協会			電話番号	024-934-0500			

No. 50

事業等の名称	緊急雇用創出事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	38,460,509千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用創出のための基金を活用し、県や市町村が直接又は間接に求職者を雇用し、震災対応業務などを行うものです。 							
申請方法等	● 下記までお問い合わせください。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課			電話番号	024-521-7290			

No. 51

事業等の名称	離職者等対象の職業訓練の実施							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	537,001千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知識を取得するための職業訓練を実施します。 ● 対象者 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等 ● 訓練コース 経理事務、介護、建設機械運転技能講習等 							
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。							
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課			電話番号	024-521-7829			

No. 52

事業等の名称	職業訓練手当の支給							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	37,409千円							
事業の内容	● 震災により離職を余儀なくされた方や災害により内定を取り消された新規学卒者が公共職業安定所長の指示を受けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が受給できない方に対して訓練手当を支給します。							
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。							
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課				電話番号	024-521-7829		

No. 53

事業等の名称	就職支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	186,121千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。 ● ふくしま就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> 郡山窓口：郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 Tel 024-925-0811 白河窓口：白河市郭内1 NTT白河ビル1階 Tel 0248-27-0041 会津若松窓口：会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 Tel 0242-27-8258 南相馬窓口：南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 Tel 0244-23-1239 いわき窓口：いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 Tel 0246-25-7131 ● ふるさと福島就職情報センター(窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> 福島窓口：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 Tel 024-525-0047 東京窓口：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階 Tel 03-3214-9009 							
申請方法等	● 巡回就職相談の実施にあたっては、地域からの要望等に応じ市町村と日程を調整しながら実施していきますので御協力をお願いします。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課				電話番号	024-521-7290		

No. 54

事業等の名称	農業法人等チャレンジ雇用支援事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	237,170千円								
事業の内容	<p>● 県が契約を締結した農業法人等の規模拡大や経営多角化に当たり、農作物や家畜の管理、加工や直売業務等に従事する方を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：失業者等 ・就業内容：農作物の栽培管理、家畜の飼養管理、農産加工、農産物販売等 ・雇用期間：平成25年度内 ・雇用者総人数：106人（予定） 								
申請方法等	● 求人方法：県からの委託を受けることになった農業法人等がハローワーク等を通じて募集します。								
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-535-0393	024-935-1310	0248-23-1563	0242-29-5307	0241-62-5264	0244-26-1152	0246-24-6161

10 事業継続支援

No. 55

事業等の名称	ふくしま復興特別資金							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	40,000,000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者に対し、運転資金・設備資金を融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度 8,000万円 ・ 融資期間 15年以内（うち据置3年以内） 							
申請方法等	● 福島県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）にお申込みください。							
お問い合わせ	商工労働部経営金融課				電話番号	024-521-7291		

No. 56

事業等の名称	特定地域中小企業特別資金							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	－ 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害により警戒区域等内から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子で融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度 3,000万円 ・ 融資期間 20年以内（うち据置5年以内） ● 解除された区域等において、事業を継続・再開する中小企業等が、必要な事業資金を無利子で融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度 小規模事業者 500万円、それ以外の事業者 1,000万円 ・ 融資期間 10年以内（うち据置2年以内） 							
申請方法等	● 公益財団法人福島県産業振興センターにお申込みください。							
お問い合わせ	公益財団法人 福島県産業振興センター				電話番号	024-534-0948		

No. 57

事業等の名称	空き工場等の紹介							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	－ 千円							
事業の内容	● 事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供しています。							
申請方法等	● 電話等によりお問い合わせください。							
お問い合わせ	商工労働部企業立地課				電話番号	024-521-7916		

No. 58

事業等の名称	中小企業等復旧・復興支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 339, 920 千円							
事業の内容	● 東日本大震災により事業用建物が半壊以上の被害を受けた、または原子力発電所事故による警戒区域等に事業所がある中小企業等に、事業再開に必要な経費（事業用建物の購入・修繕等の費用や空き工場・店舗等の借上費用など）の一部を補助する制度です。							
申請方法等	● 下記にお問い合わせ下さい。							
お問い合わせ	商工労働部企業立地課				電話番号	024-521-7280		

No. 59

事業等の名称	避難農業者一時就農等支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	39, 068 千円							
事業の内容	● 震災等により避難している被災農業者が、ふるさとで営農を再開するまでの間、避難先などで一時的に営農を開始することを支援する。 【主な内容】 ・助成額 : 100万円／経営体 (畜産経営を開始する場合150万円／経営体) ・使 途 : 種苗費、肥料費、農薬費等 (機械・施設等はリース経費を支援) ・その他 : 助成は営農開始初年度1回のみ。							
申請方法等	● 避難元市町村(震災まで住んでいた市町村)、各農林事務所、農業担い手課にご相談下さい。							
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課				電話番号	024-521-7340		

No. 60

事業等の名称	農林水産業再生人材育成研修事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 551 千円							
事業の内容	● 避難中の農業者等が、被災地域で営農を再開するのに必要な知識を習得するための研修を行います。							
申請方法等	● 各農林事務所、農業担い手課にご相談下さい。							
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課				電話番号	024-521-7340		

No. 61

事業等の名称	農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	79,464千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））							
事業の内容	<p>● 原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ①原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）〔営農継続資金〕 ②原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金〔営農再開資金〕 ・貸付限度額；個人1,000万円、法人・団体1,200万円 ・貸付利率；1.2%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限；10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津、須賀川）</p>							
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部金融共済室				電話番号	024-521-7349		

No. 62

事業等の名称	農家経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	79,464千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））							
事業の内容	<p>● 東日本大震災による地震・津波の被害を受けた農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金 ・貸付限度額：500万円 ・貸付利率：1.2%以内（農協取扱いは無利子） ・償還期限：10年以内（うち据置3年以内） <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津、須賀川）</p>							
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部金融共済室				電話番号	024-521-7349		

No. 63

事業等の名称	漁業経営対策特別資金							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	402,252千円							
事業の内容	<p>● 東日本大震災及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通いたします。</p> <p>[資金の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 個人500万円、法人700万円 ・貸付利率 無利子 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） <p>[融資機関] 県信用漁業協同組合連合会</p>							
申請方法等	● 県信用漁業協同組合連合会にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部水産課				電話番号	024-521-7379		

事業等の名称	園芸産地復興支援対策事業						
区分	新規	○	拡充		一部拡充		継続
予算額	100,000千円						
事業の内容	<p>● 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に伴い甚大な被害を受けた地域を対象として、新たな農用地等での営農再開、品目転換等に必要な初期生産資材や施設整備等の支援を行う。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 事業実施主体 東京電力株式会社福島第一原発事故より甚大な被害を受けた地域の市町村、JA、農業法人、営農集団、認定農業者等</p> <p>2 対象 園地整備、初期生産資材（種苗、肥料、農薬、支柱）、栽培用ハウス、ハウス付帯施設、育苗・移植用施設、栽培管理用機械、調製出荷機械等</p> <p>3 補助率 9/10以内（園地整備10a当たり500千円定額。1件当たりの上限額あり。）</p>						
申請方法等	● 各市町村、各農林事務所、園芸課にご相談ください。						
お問い合わせ	農林水産部園芸課						024-521-7355
	県北農林事務所農業振興普及部						024-535-0393
	伊達農業普及所						024-575-3181
	安達農業普及所						0243-22-1127
	県中農林事務所農業振興普及部						024-935-1307
	田村農業普及所						0247-62-3113
	須賀川農業普及所						0248-75-2181
	県南農林事務所農業振興普及部	電話番号					0248-23-1555
	会津農林事務所農業振興普及部						0242-29-5302
	喜多方農業普及所						0241-24-5742
	会津坂下農業普及所						0242-83-2112
	南会津農林事務所農業振興普及部						0241-62-5253
	相双農林事務所農業振興普及部						0244-26-1147
	双葉農業普及所						0246-24-6044
	いわき農林事務所農業振興普及部						0246-24-6160

事業等の名称	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業										
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○			
予算額	401,000千円										
事業の内容	<p>● 被災された農家の皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組を支援します。</p> <p>【主な支援内容】</p> <p>① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a </td> <td style="width: 5%; vertical-align: middle; text-align: center;">} 最大</td> <td style="width: 45%; vertical-align: middle; text-align: center;">27.5万円/10a</td> </tr> </table> <p>② 施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用施設整備、農業用機械リース、貯蔵施設等の整備に係る経費を2分の1以内で補助します。</p> <p>③ 「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証等の運營業務を委託することにより支援します。</p>								<ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a 	} 最大	27.5万円/10a
<ul style="list-style-type: none"> ・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a <li style="padding-left: 20px;">（抜根等を伴う場合 10万円/10a） ・除レキ、深耕、整地 5万円/10a ・土づくり（最大2回） 5万円/10a ・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a 	} 最大	27.5万円/10a									
申請方法等	<p>● 随時、募集しています。詳しくは各市町村の地域耕作放棄地対策協議会又は各農林事務所、県農村振興課までご相談ください。</p> <p>● 県耕作放棄地対策協議会のホームページ http://www.fnkaigi.com/houkiti/houkitilist/p-id334.php において、県内の耕作放棄地に係る情報提供システムの運用を開始しましたので、併せてご活用ください。</p>										
お問い合わせ	農林水産部農村振興課				電話番号	024-521-7415					

事業等の名称	農家の意向把握（出張営農相談等）															
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○								
予 算 額	－ 千円															
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 各農林事務所農業振興普及部や農業普及所では、地震・津波被害や原発事故により被災した農家の方々からの、営農に関する様々な相談を受け付けています。 ● また、他の地域に避難されている農家が多い双葉農業普及所では、避難している農家等の意向把握や放射性物質に関する情報、出荷規制やモニタリング結果などの相談に対応するため、各町村の出張所等に出向き、出張営農相談を実施しています。 															
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の農林事務所農業振興普及部、農業普及所にお問い合わせ下さい。 ● 双葉農業普及所による出張営農相談の開催場所 <ul style="list-style-type: none"> ・三春貝山多目的運動公園管理棟（葛尾村役場三春出張所） ・いわき明星大学 大学会館2階（檜葉町役場いわき出張所） ・会津若松市内（場所は毎月調整） ・二本松市北トロミ平石高田第二工業団地内（浪江町役場二本松事務所） ・郡山市内の富岡町応急仮設住宅 集会所（場所は毎月調整） <p>出張営農相談は、基本的に木曜日か金曜日に上記のいずれかで行っていますが、相談実施場所および実施日については、双葉農業普及所のブログをご覧になるか、電話でお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも、10:00～15:00 の予定。 ・ 町村問わず避難先から最寄りの窓口にお越しください。 															
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	0 2 4 - 5 3 5 - 0 4 5 2	0 2 4 - 5 7 5 - 3 1 8 1	0 2 4 3 - 2 2 - 1 1 2 7	0 2 4 - 9 3 5 - 1 3 2 1	0 2 4 7 - 6 2 - 3 1 1 3	0 2 4 8 - 7 5 - 2 1 8 1	0 2 4 8 - 2 2 - 1 5 6 3	0 2 4 2 - 2 9 - 5 3 0 7	0 2 4 1 - 2 4 - 5 7 4 2	0 2 4 2 - 8 3 - 2 1 1 2	0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 6 4	0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 5 1	0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 4 4	0 2 4 6 - 2 4 - 6 1 6 1

事業等の名称	被災農家経営再開支援事業																	
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○										
予算額	381,740千円																	
事業の内容	<p>● 津波や農業用ため池の決壊及び旧緊急時避難準備区域や避難指示解除準備区域等により農作物の栽培が困難となった農業者等が、復興組合等を組織して共同で復旧作業を行った場合に、復興組合に対して経営再開支援金が支払われます。</p> <p>① 経営再開支援金交付事業</p> <p>○水田作物・野菜・果樹</p> <p>復興組合等への経営再開支援金の交付額は、復旧作業に要した金額と対象となる農地の面積に以下の支援単価を乗じた額のいずれか低い額となります。</p> <table border="1" data-bbox="435 781 1358 1014"> <thead> <tr> <th>営農の種類</th> <th>支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田作物</td> <td>3.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>露地野菜(花きを含む)</td> <td>4.0万円/10a (7.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>施設野菜(花きを含む)</td> <td>5.0万円/10a (14.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>4.0万円/10a (9.0万円/10a)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：単価の()は自力で施設の撤去等を行う場合 注：水田作物には畑地で生産される大豆・そば等を含む。</p> <p>○畜産</p> <p>牧野組合等への支援金の交付額は、被災前に飼養していたそれぞれの畜種の家畜・家禽の頭羽数以内であって、飼養再開後初めて家畜又は畜産物を出荷するまでに導入する家畜・家禽の頭羽数に営農及び家畜・家禽の種類ごとの支援単価を乗じた額の合計額となります。</p> <p>② 事業実施主体(実施市町村)</p> <p>被災地域における市町村</p> <p>③ 補助率 定額</p>								営農の種類	支援単価	水田作物	3.5万円/10a	露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)	施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)	果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)
	営農の種類	支援単価																
	水田作物	3.5万円/10a																
	露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)																
	施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)																
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)																	
申請方法等	● 居住地を有する市町村、各農林事務所、農業担い手課に相談してください。																	
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課			電話番号	024-521-7340													

No. 68

事業等の名称	ふくしまの畜産産地再生支援事業							
区 分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予 算 額	3,710千円							
事業の内容	<p>1 経営を再開する意向を持つ畜産農家の皆様に対して、経営再開や規模拡大に向けた経営コンサルタントや遊休畜舎等の情報を提供しています。</p> <p>2 放射性物質に関する技術的な研修会や畜産農家の皆様を対象とした情報交換会を行います。</p> <p>3 経営を中止した又は新たに経営を開始する企業等の皆様に、経営候補地等の情報を提供するとともに、現地検討会等を行います。</p>							
申請方法等	<p>1 社団法人福島県畜産振興協会にご相談下さい。</p> <p>2 各農林事務所、畜産課にご相談下さい。</p> <p>3 畜産課にご相談下さい</p>							
お問い合わせ	農林水産部畜産課				電話番号	024-521-7366		

No. 69

事業等の名称	肉用牛生産力再生推進事業							
区 分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予 算 額	16,400千円 (総事業費46,400千円のうち、当該2事業分)							
事業の内容	<p>本県の肉用牛生産基盤の復興を図るため、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した農家が、避難先や帰還して経営再開を図るために必要な肉用繁殖雌牛を導入する取組に対して支援します。</p> <p>1 繁殖経営基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、新規施設や借り上げ施設に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(10頭上限) (定額：239千円/頭)</p> <p>2 繁殖生産基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(10頭上限) (定額：89千円/頭)</p>							
申請方法等	各農林事務所、畜産課にご相談ください。							
お問い合わせ	農林水産部畜産課				電話番号	024-521-7365		

1 1 仮設住宅管理

No. 70

事業等の名称	仮設住宅利便性向上（バリアフリー対策等）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1,390,880千円							
事業の内容	● 仮設住宅の利便性を向上させるため、入居者からの手摺り、スロープ設置等の要望を市町村が取りまとめて県に要望された事項について、県が設置するものです。							
申請方法等	● 市町村から県に対して「仮設住宅要望・追加工事処理票」で申請してください。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-8187			

No. 71

事業等の名称	快適性保持のための修繕							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	258,625千円							
事業の内容	● 入居者の故意、過失でない仮設住宅の不具合に対し、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを県が設置して、工事の瑕疵や修繕に対応するものです。							
申請方法等	● 市町村から電話・FAX・メールにより維持管理センターで受け付けします。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-8187			

No. 72

事業等の名称	共同施設の維持管理支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	444,870千円							
事業の内容	● 仮設住宅の集会所の光熱水費、浄化槽等の電気代、法定点検費用、会津地域の除雪費を県が補助するものです。							
申請方法等	● 市町村が県に年度当初に補助金を申請し、年度末に請求します。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-8187			

12 借上げ住宅支援

No. 73

事業等の名称	入退去管理							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	95,764千円							
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、一部新規入居等の円滑な事務手続きを行うものです。							
申請方法等	● 市町村を通じて県へ申請書等を提出してください。							
お問い合わせ	土木部建築指導課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-5764			

No. 74

事業等の名称	家賃等の支払い							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	24,523,943千円							
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、物件を提供していただいている貸主に対し、毎月の家賃等を県が支払うものです。							
申請方法等	● 貸主と県が締結している賃貸借契約に基づき、支払い業務を行います。							
お問い合わせ	土木部建築指導課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-5764 024-522-6381			

13 治安対策

No. 75

事業等の名称	防犯教室、防犯講話の開催							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	－ 千円							
事業の内容	● 仮設住宅の集会所等において、犯罪被害防止のための防犯教室、防犯講話等を行うものです。							
申請方法等	● 仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせてください。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課			電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)			

No. 76

事業等の名称	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	3,240千円							
事業の内容	● 仮設住宅居住者が自主防犯パトロール活動を行う際、 ・ パトロール隊設置に向けたアドバイス ・ パトロール隊の活動方針に関するアドバイス 等を行うものです。							
申請方法等	● 各仮設住宅で、上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせして下さい。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課			電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)			

No. 77

事業等の名称	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	一 千円							
事業の内容	<p>● 仮設住宅を管轄する警察署が、独自に開設する警察官立寄所等を拠点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種相談・要望の受理 ・ 防犯指導と防犯講話等による犯罪被害防止 ・ 防犯広報紙の配布 <p>等を行うものです。</p>							
申請方法等	● 各仮設住宅を管轄する警察署単位で開設しています。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部地域企画課			電話番号	各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代)			

No. 78

事業等の名称	子ども見守りパトロール事業							
区 分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予 算 額	112,016千円							
事業の内容	<p>1 パトロール事業 車両により学校周辺、通学路、駅周辺など、子どもが集まる場所を巡回し、立番や子どもへの呼びかけ等を行います。</p> <p>2 広報活動 活動時に車両登載の広報設備を活用して、犯罪被害や声かけ事案防止のための広報と、住民に対する子どもの見守り要請の広報を実施するほか、子どもの安全確保や非行防止に関する広報資料の作成と配布を行います。</p> <p>3 その他 活動時に、声かけ事案やその他犯罪被害等を認知した場合、警察への通報や被害者の保護等を、一般人としてできる範囲で対応するほか、警察活動との協働による子どもの安全確保に関する活動を行います。</p>							
申請方法等	<p>● 事業内容についてのお問い合わせは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>● 求人方法については、委託を受けた警備会社等が、ハローワーク等を通じて募集します。</p>							
お問い合わせ	福島県警察本部少年課			電話番号	024-522-2151(代)			

14 交通安全対策

No. 79

事業等の名称	仮設住宅等交通事故防止対策事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	700千円							
事業の内容	● 福島県交通安全母の会連絡協議会に委託し、仮設住宅等に入居している避難者を対象に交通安全の啓発活動を行うものです。							
申請方法等	● 仮設住宅設置市町村等と協議し、活動箇所を選定します。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 80

事業等の名称	地域でつくる交通安全モデル事業							
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続	
予 算 額	1,000千円							
事業の内容	● 仮設住宅の高齢者等の交通事故防止を図るため、選定したモデル地区において避難元と受け入れ先の関係機関が連携し、検討会を設置し交通安全活動の企画・提案、実践活動等を行うとともに、交通安全団体の再構築を検討するものです。							
申請方法等	● 関係機関等と協議し、モデル地区を選定します。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 81

事業等の名称	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	971千円							
事業の内容	● 仮設住宅集会所等で体験型の交通安全講習会を開催するほか、仮設住宅各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、交通安全教育活動等を行うものです。							
申請方法等	● 各仮設住宅で上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課を通じて問い合わせして下さい。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課				電話番号	各警察署 福島県警察本部交通企画課 024-522-2151(代)		

15 各種相談窓口設置

No. 82

事業等の名称	各種相談窓口の設置		
事業の内容	● 国等との連携により、住宅全般、放射線、損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。		
申請方法等	● 下記相談窓口にお問い合わせください。		
お問い合わせ	下記のとおり	電話番号	下記のとおり

※ 参考

【各種相談窓口】（一部再掲、他団体等設置のものを含む。）

内容	連絡先（TEL）	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 (8時30分～20時：平日) (8時30分～18時：土日・祝日)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (13時～16時：月・水・金 ※祝日は除く)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連（10時～15時：平日） 県弁護士会（14時～16時：平日）
原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	024-523-1501	福島県（8時30分～17時15分：平日） ※毎週水曜日の13時～17時は弁護士による電話法律相談
避難者の生活支援	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
障がい者に関する各種相談（障がい者110番）	024-528-7110	障がい者社会参加推進センター (9時30分～17時：平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談（9時～17時：平日）、専門相談（予約制）
認知症に関する相談 （症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等）	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課

後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談（精神的な悩みや問題等）	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160 024-531-6522	精神保健福祉センター（9:00～17:00：平日） （県外からは024-535-5560へおかけください。） 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 （以上、8機関8時30分～17時15分：平日） 福島いのちの電話 （10時～22時：土日含む） 震災こころのサポートセンターJTM ふくしま心のケアセンター
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-279-338 0243-23-8320 0120-207-440	女性のための相談支援センター （9～21時） 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 （以上、6機関8時30分～17時15分：平日） よりそいホットライン（24時間） ※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相談に繋がります。（全国フリーダイヤル） 男女共生センター（月曜日休館） 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時 女性のための電話相談・ふくしま 祝日を除く月～金曜日 10～17時 （全国フリーダイヤル）

青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター 祝日を除く火～土曜日 10～17時
◆生活に関する相談	【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】	
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
生活保護に関する相談	024-534-4301 0248-75-7813 0248-22-5483 0242-29-5281 0241-63-0307 0244-26-1136 024-535-1111 0242-39-1292 0248-22-1111 0248-88-8113 0241-24-5228 0244-37-2205 0243-55-5111 0247-81-2273 0244-24-5243 024-575-1264 0243-33-1111 024-924-2611 0246-22-7459 0246-54-2936 0246-63-2111 0246-43-2111 0246-27-8693 0246-32-2114 0246-83-1329	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 福島市福祉事務所 会津若松市福祉事務所 白河市福祉事務所 須賀川市福祉事務所 喜多方市福祉事務所 相馬市福祉事務所 二本松市福祉事務所 田村市福祉事務所 南相馬市福祉事務所 伊達市福祉事務所 本宮市福祉事務所 郡山市福祉事務所 いわき市平地区保健福祉センター いわき市小名浜地区保健福祉センター いわき市勿来・田人地区保健福祉センター いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター いわき市小川・川前地区保健福祉センター
県税に関する相談（自動車税・納税証明書など）	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター（平日9時～18時30分）

英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財) 福島県国際交流協会 受付時間 9 時～16 時(火～土)
公害に関する相談(大気) (水・土壌)	024-521-7261 024-521-7258	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に 関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に 関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
被災者の住宅に関する 相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日 9 時 00 分～17 時 00 分)
被災者の住宅に関する 相談(県外)	024-523-4157	避難者支援課
応急危険度判定から復 旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (平日 8 時～17 時)
不動産などの登記や戸 籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110 0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 1 1 0 番 子どもの人権 1 1 0 番(通話料無料、IP 電話は接続不可)
性犯罪に係る被害の申 告や相談	0120-503-732	福島県警察本部 捜査第一課 (平日 9 時～17 時。但し、不在の場合には、留守電 に伝言をお願いします。)
行方不明者に関する相 談	024-522-2151 (内線 3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
震災による行方不明者 の捜索に関する相談	024-522-2151 (内線 5783 5784)	福島県警察本部 災害対策課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
警察安全相談窓口	#9110 024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (平日 9 時～17 時)
震災特例旅券の問い合 わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務 に関する相談	024-573-2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
特定地域中小企業特別 資金に関する相談	024-534-0948	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9 時～16 時)

就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 024-525-0047 03-3214-9009	ふくしま就職応援センター (月～土：10時～19時) [郡山窓口] [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分 土日祝日除く)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
生活衛生営業に関する 融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課 【受付時間：8時30分～17時15分(平日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分】		
国管理道路(国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談(上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(平日)